

第 3 1 回 農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 月 2 4 日開会

中標津町農業委員会

令和2年1月24日、第31回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	長谷川	孝	二
2 番	田	中	洋 希
3 番	竹	村	聡
4 番	武	田	健 治
5 番	田	中	世 一
6 番	瀧	本	和 男
7 番	須	崎	智
8 番	上	原	房 子
9 番	和	泉	光 広
10 番	後藤	田	宏 幸
12 番	赤波	江	信 二
13 番	國	光	達 男
14 番	小	林	亨
15 番	中	村	正 生
16 番	笠	原	康 博
17 番	氏	家	康 夫
18 番	本	田	信 幸

本日欠席した委員

11 番	高	橋	正 一
------	---	---	-----

附議した案件

- (イ) 議案第 170 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 171 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 172 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ニ) 議案第 173 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第 174 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第 175 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- (ト) 報告第 83 号 農地法第 4 条許可書の交付について
- (チ) 報告第 84 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (リ) 報告第 85 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 議案第 176 号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- (ル) 議案第 177 号 「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について

本日出席した職員

事務局 長	坂 井 一 文
庶務係 長	岩 崎 敏 巳
農地係 長	葛 西 利 光
係	本 田 文 子

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は 17 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 31 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言ご挨拶申し上げます。

会 長 令和 2 年に入りまして早くも 1 か月が終わりに近づきましたが、改めまして新年明けましておめでとうございます。例年になく平穏な正月を迎え、皆様もそれぞれ平穏な新年を迎えられたことと思います。まず去年は、作物、酪農畑作全般について非常に良い年でした。全国的には台風や大雨などの大きな災害がありましたが、中標津町におきましては豊穰の秋を迎えられたと思います。その中で酪農についても非常に好調な生産をしております。全道でも 400 万トンを超えたことや、飲用乳も 90 万トンを超えたという明るいニュースが聞こえてきております。クラスターもいろいろな形をとりながら皆様の経営の後押しをしていただいていると感じております。その中でも、私がいろいろ経験してきた中で、脱粉が 7 万トンを超えてきているということで、以前の廃棄乳の頃の水準に達してきてしまっているところで、

国としては以前のような廃棄はしないで、増産すると決めていただいているが個人的に不安がよぎっているところです。さて、農業委員会として農地行政をつかさどっている中で昨年からは地下資源も含めて地元の業者さんたちと今後の農地と地下資源の在り方について協議させていただいたところです。今後につきましても地下資源は無限ではなく有限です。私たちは農地を守るのが大前提ですが、地下資源が町全体の発展に寄与していることもありますので、農地だけに任せるのではなく、行政全体の産業の在り方として今一度検討していただきたいと思います。そういった、私たちは農地を守るということを含め、これから時代を背負っていく若者たちに希望を持てる、いい農地をすべて残すことを伝え、今ある土地の農地の価格を上げることを伝えながら勉強していかなければもったいない畑になってしまう。現状では価格的に見て見劣りする土地が若干見受けられるので、財産としてももったいない。農地として全体の生産を上げる原料の土地なので慎重に評価し、意見を言い、議論する場を作っていければと思います。これから女性も含めて農業者いろいろな力を頂かなければなりません。そういう面では男社会ではあるが現場で奥様方の意見を聞きながら、今まで以上に地区推進班のなかで、苦勞するかもしれませんが、意見を言い合える関係を築いてほしいと思います。今の任期は7月19日までで、7月20日からは新しいメンバーとなりますが、皆様まだまだ若いのでほとんどが同じメンバーとなるとは思いますが、いろいろな研修を積んで前を向いていければと思いますので本年も1年よろしくお願いいたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 新年が明けましてから既に24日経っておりますが、本日初めてお会いする方もおいでのことと思いますので、改めまして、新年明けましておめでとうございます。令和2年の、最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

例年になく穏やかな年明けでございまして、皆様それぞれに平穏な中で、年を越されたかと思うところでございます。皆様には、日頃より農地利用の最適化をめざし、優良農地の保全、新たな担い手の確保など、農地行政の適正な執行と併せまして、農業者の地位向上の推進のため日々ご尽力をいただいておりますことに厚く心よりお礼を申し上げます次第であります。

昨年は当地方にとっては非常に穏やかな年でございまして、全国的には台風の被害もあったところですが、両農協に話しをお聞きしたところ、事業の拡大もありましたがおおむね4、5%の乳量の伸びが期待できていると聞いております。また一方で農業が大型化する中で高速通信網の整備への声が大きくなってまいりまして、搾乳ロボットを導入しても十分に能力が発揮できないという危惧もあるとのことで、今後十分な対策が必要と感じております。また、TPP11、EPA、さらにアメリカとの貿易交渉、他の東アジア、南米との貿易交渉が始まるところでございますので、こういった部分が農業にどういった影響を与えるのか将来に向けて、予防できることは予防し、政策に反映するところはしっかりと反映することを考えていかなければならないと思うところです。平成29年7月から新体制となりました農業

委員会は、3年任期の最後の年を迎えております。引き続き、農業の現場における課題解決に向け、皆様のお力をお借りしたいと思っております。中標津町の農業の発展のため皆様のお力添え、さらなるご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。農業委員会の益々のご発展、農業者すべての方、そしてここにいらっしゃる皆様方のご多幸をご祈念申し上げます。簡単ではございますが、年の初めの農業委員会開催にあたりまして一言ご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

議長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

1番、長谷川 孝二 委員。

2番、田中 洋希 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月20日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、1月20日北海道農業会議主催によります 令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が、札幌市・北海道自治労会館を会場に開催され、上原委員が出席しております。次に、1月21日北海道農業会議主催によります 令和元年度市町村農業委員会 活動強化研修会が、札幌市・北海道第2水産ビルを会場に開催され、会長・会長代理を含む8名の農業委員と事務局職員1名が出席しております。弘前大学 国際園芸農学科 助教による基調講演のほか、株式会社 a t L O C A L（あつとろ一かる）の代表から「地域を巻き込み、地域の魅力を発信していく」として事例報告がありました。翌22日には、同会場におきまして、北海道農業者年金協議会主催によります 令和元年度全道農業者年金研究会が開催され、会長・会長代理を含む7名の農業委員と事務局職員1名が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で会務報告を終わります。
日程3、議案第170号「現況証明願いについて」を上程致します。
（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり） 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第170号「現況証明願いについて」（1）について説明いたします。3ページをお開きください。
（1）1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。面積 29,505 m²。利用状況、山林。3、許可を受けようとする事由。地目変更登記のため。4、見取図は4ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地で公簿が畑ですが、現況が山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年11月20日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第170号(2)について説明いたします。
5ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。面積 46,758 m²の内 5,116 m²。利用状況、原野。3、許可を受けようとする事由。旧畜舎周辺の植生変更のため。4、見取図は6ページのとおりです。本案件につきましては、旧畜舎周辺の植生変更のため現況地目確認の地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の白地で公簿が畑ですが、現況が山林であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年11月20日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第171号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第171号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。8ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積10,954㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借の設定をするもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。令和2年1月25日から令和11年12月31日まで。6、当事者の経営状況、世帯員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。7、見取図につきましては、9ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第171号(2)について説明致します。
10ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積2,811㎡ほか7筆、畑90,779㎡。利用目的、馬鈴薯畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。令和2年1月25日から令和11年12月31日。6、当事者の経営状況、世帯員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、畑〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図については、11ページ・12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第171号(3)について説明致します。13ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,679㎡ほか21筆、合計畑535,048㎡、採草放牧地10,179㎡、計545,227㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。令和2年1月24日から令和9年1月31日。6、当事者の経営状況、世帯員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第171号(4)について説明致します。

16ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人。札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事、鈴木 直道。

譲受人。中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

2、土地の表示。字養老牛473番16、公簿、畑、現況、畑、面積37㎡ほか11筆、合計畑1,001㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、移転の方法、地上権の移転。5、見取図については、17ページのとおりとなっております。この案

件につきましては、当事者双方の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。申請地は養老牛から上標津にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第172号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。
(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第172号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)(2)について説明いたします。19ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

承継者、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 34,251 m²、ほか1筆。3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴い、事業を継承する。5、変更後の事業計画。当初計画から変更なし。
この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(3)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(2)で許可の報告をしたものです。

本件は畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となるものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。20ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

承継者、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 37,372 m²、3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴い、事業を継承する。5、変更後の事業計画。当初計画から変更なし。この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(2)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(1)で許可の報告をしたものです。本件も(1)同様に、事業主が個人から法人に変更となるもので、変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第173号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第173号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。
22ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、江別市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,687 m²、利用目的、牧草畑。ほか5筆、畑 115,536 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,698,000 円。6、資金調達方法。北海道信連資金、6,698,000 円。7、譲受人の経営状況。公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、23ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第173号(2)について、説明いたします。
24ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,118㎡、利用目的、牧草畑。ほか9筆、畑245,649㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。15,027,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金、15,027,000円。7、譲受人の経営状況。公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第174号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第174号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。27ページをお開きください。平成30年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。令和元年12月18日に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程8、議案第175号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第175号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。29ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和元年9月19日。3、農地中間管理機構を含めた調整結果。令和元年11月11日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、30ページのとおりでありまして、合計16筆、499,211㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と

判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、要請いたします。
日程9、報告第83号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第83号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。32ページをお開きください。
許可日、令和元年12月23日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 23,375 m²の内 600 m²。3、許可期間は令和元年12月23日から永年となっております。
以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
日程10、報告第84号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第84号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。34ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成30年10月25日付、中農委4第30-8号。
3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町

字俵橋〇〇〇〇番５。４、転用目的、農業用施設建設。５、事業計画の期間、平成３１年４月１日から令和２年１月３１日まで。６、事業完了年月日、令和元年１１月２９日。

７、完了検査年月日につきましては、令和２年１月２０日に第１地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
（２）について内容を地区推進班から報告願います。
（挙手あり）國光委員。

國光委員 報告第８４号（２）について説明いたします。３５ページをお開きください。
（２）１、届出人の住所、氏名。〇〇
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
２、許可年月日、許可番号。平成３０年１０月２６日付、中農委４第３０－９号。
３、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。４、転用目的。後継者住宅及び農業用施設建設。５、事業計画の期間、平成３０年１０月２６日から令和元年１０月２５日まで。６、事業完了年月日、令和元年１０月２５日。
７、完了検査年月日につきましては、令和２年１月２０日に第２地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
（３）について内容を地区推進班から報告願います。
（挙手あり）竹村委員。

國光委員 報告第８４号（３）について説明いたします。３６ページをお開きください。
（３）１、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
２、許可年月日、許可番号。平成３０年８月２２日付、中農委４第３０－７号。３、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇。４、転用目的。農業用施設建設。５、事業計画の期間、平成３１年４月１日から令和２年１月３１日まで。６、事業完了年月日、令和元年１０月１５日。
７、完了検査年月日につきましては、令和２年１月２０日に第３地区推進班により、

現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4)(5)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第84号(4)(5)について説明いたします。37ページをお開きください。
(4) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成31年3月20日付、中農委4第30-11号。
3、許可地の所在。中標津町〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。平成31年3月20日から令和元年9月30日まで。6、事業完了年月日。令和元年9月30日。
7、完了検査年月日につきましては、令和2年1月20日に第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。38ページをお開きください。
(5) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇地〇〇、有限会社〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成30年8月22日付、中農委4第30-6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。平成31年4月1日から令和2年1月31日まで。6、事業完了年月日。令和元年11月28日。
7、完了検査年月日につきましては、令和2年1月20日に第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(6)(7)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 報告第84号(6)(7)について説明いたします。39ページをお開きください。
(6) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。2、許

可年月日、許可番号。令和元年6月21日付、中農委4第令元－4号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年6月21日から令和元年10月31日まで。6、事業完了年月日。令和元年10月31日。

7、完了検査年月日につきましては、令和2年1月9日に第5地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。40ページをお開きください。

(7) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社 〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和元年7月25日付、中農委4第令元－10号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年7月25日から令和元年9月30日まで。6、事業完了年月日。令和元年9月30日。

7、完了検査年月日につきましては、令和2年1月9日に第5地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程11、報告第85号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第85号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。42ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成31年3月20日付、中農委5第30－6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。6、事業完了年月日、令和元年12月22日。7、完了検査につきましては、令和2年1月20日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) から (5) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第85号(2) から(5) について説明いたします。

24 ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成31年3月20日付、中農委5第30-7号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。6、事業完了年月日、令和元年12月16日。7、完了検査につきましては、令和2年1月20日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。44 ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成31年3月20日付、中農委5第30-8号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番。4、転用目的、黒ボク採取。5、事業計画の期間、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。6、事業完了年月日、令和元年12月18日。7、完了検査につきましては、令和2年1月20日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。45 ページをお開きください。

(4) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成31年3月20日付、中農委5第30-9号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク採取。5、事業計画の期間、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。6、事業完了年月日、令和元年12月18日。7、完了検査につきましては、令和2年1月20日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。46 ページをお開きください。

(5) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成31年2月20日付、中農委5第30-5号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク採取。5、事業計画の期間、平成31年2月21日から令和2年2月20日まで。6、事業完了年月日、令和元年12月20日。7、完了検査につきましては、令和2年1月20日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程12、議案176号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第176号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」提案理由のご説明を申し上げます。48ページをお開きください。
この件につきましては、農業委員会等に関する法律第17条において「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされておりますが、農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村の農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされております。
「農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている」とされる基準につきましては、同法施行令において定められており、「当該市町村の区域内の農地の遊休農地率が1パーセント以下」であり、かつ、「当該市町村の区域内の農地の担い手への集積率が70パーセント以上」とされております。
また、農林水産大臣は、上記のいずれにも該当する市町村を公告しなければならないとされており、中標津町農業委員会においては、平成28年10月17日付け農林水産省告示第2047号により該当する市町村である旨の告示がされたことを受け、新たな農業委員会制度に移行した平成29年7月20日から令和2年7月19日までの任期では、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことを決定しております。以上のことから、令和2年7月20日から令和5年7月19日の任期においても、直近における「遊休農地率1パーセント以下であること」及び「農地の担い手への集積率70パーセント以上であること」の基準を引き続き満たしていることから、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととするものでございます。
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程１３、議案１７７号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上
程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第１７７号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」につ
いて提案理由のご説明を申しあげます。５０ページをお開きください。
この件につきましては、昨年１０月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受
け、令和元年１１月２８日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国
農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申
し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが
確認されたところです。この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年１２月１８日
付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施につ
いて依頼があったものでございますので、本総会におきまして「農業委員会の法令遵
守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。
なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、来年度以降も同様の取り組みが求めら
れているものでございます。内容につきまして、朗読により説明に代えさせていた
だきます。
(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読)
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第３１回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉 会 １４時３０分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月24日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____